

バイウォーク清掃業務その2（一般委託）仕様書

バイウォーク清掃業務その2に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務はバイウォークの清掃業務を行うものである
2	履行期間	平成30年7月1日から平成30年10月31日まで
3	施行場所	横須賀市本町3丁目地内
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項1	本契約に引き続き、本契約の受託者に同内容の随意契約を発注する予定がある。この随意契約に関する条件については、別添「本契約に関する随意契約条件について」のとおりとする。
6	特記事項2	別添の「業務施行計画書」及び「業務日報（または業務週報）」を業務仕様書に記載のとおり横須賀市の監督員（担当者）に提出すること。
7	関係法規	なし
8	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可（横須賀市）を有すること (2) 産業廃棄物収集運搬業（廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）の許可（神奈川県又は横須賀市）を有すること
9	契約方法	単価による業務委託契約（一般委託）：単位（内訳書のとおり）
10	支払方法	・本件は出来形精算で2回払い（8月・10月末締め）とし、受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。
11	業務委託成績評定	対 象 ・ 非対象
12	現場代理人の配置	必 要 ・ 不 要
13	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び、疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
14	監督員 連絡先	土木部道路維持課 担当 飯田 達也 046-822-8399

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入 及び 環境配慮関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照） ・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
--------------------------	---

本契約に関する随意契約条件について

1 共通条件

- (1) 横須賀市の「業務委託成績評定要綱」に基づき履行内容を月毎に評定した結果、下記「2 固有条件」に記載する契約単位の判定期間において、それぞれの評定がいずれも同要綱に規定する評価区分「A」「B」「C」のいずれかである場合で、かつ委託者と受託者の合意があった場合については、本入札契約と同内容で引き続き発注する契約を随意契約（下記「2 固有条件」に記載する随意契約A及びB）する予定です。（ただし、指名停止等その他の理由があるときには契約できない場合があります。また、当該契約で履行期間が次年度となるものについては、当該業務に係る予算が市議会で承認された場合に限り契約します。）
- (2) 当該判定期間の評定に同要綱に規定する評価区分「D」「E」のいずれかが1回でもある場合については、本契約の受託者と当該契約について随意契約しません。
- (3) また、上記(2)により本契約の受託者と当該随意契約を締結しなくなった場合については、本契約の受託者は、同内容で引き続き発注する契約の受託者を決定する競争入札等に参加できません。

2 固有条件（引き続き随意契約とする条件）

(1) 随意契約A

随意契約Aの履行期間	平成 30年11月 1日から平成31年 3月31日まで
可否判定期間	本入札契約の履行期間のうち、 平成 30年 7月 1日から平成30年 8月31日まで

(2) 随意契約B

随意契約Bの履行期間	平成31年 4月 1日から平成31年 6月30日まで
可否判定期間	随意契約Aの履行期間のうち、 平成30年11月 1日から平成30年12月31日まで

※ 上記の随意契約Aの契約者とならなかった場合は、随意契約Bの契約者となることはできません。

(あて先) 横須賀市長

業 務 日 報 (週 報)

業 務 名 _____

業 者 名 _____

現場代理人氏名 _____ (印)

日報・週報	年 月 日 () [から 年 月 日 () まで]
-------	-----------------------------

※ 「日報」または「週報」を○で囲み、日付を記載すること。

業務履行計画書に基づき、上記の日程における清掃を完了しました。

以下のとおり実施状況等を報告します。

作 業 場 所	実 施 状 況	特 記 事 項
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	
	①問題なく完了しました。 ②右記のと通りの状況でした。	

※ 「実施状況」欄については、①、②のいずれかに○をつけること。②に○をつけた場合には、右の「特記事項」欄に状況等を記載すること。

業 務 仕 様 書

(バイウォーク清掃業務その2)

1. 一 般

- (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに施行すること。
特に市民要望等の緊急を要する業務内容は監督員からの指示後、早急に作業に着手すること。
- (2) 業務作業時には、一般の交通に支障をきたしたり、公衆に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
万一事故が発生した場合は、受託者の責任において処理すると共に監督員に報告すること。
- (3) 受託者は、次週の1週間の業務施行計画を監督員へ提出すること。(ファックスによる提出も可とする。)
なお、監督員が、修正が必要と判断した場合には、その指示に従うこと。
- (4) 日々(または毎週)の施行状況を業務日報(または業務週報)にて監督員へ報告すること。
なお、完了届提出時にまとめて監督員へ提出することも可とする。
- (5) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
- (6) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、監督員の指示に従うこと。

2. 作 業

- (1) 業務作業は業務施行計画に基づき行い、変更のある場合は、その都度監督員と協議するものとする。
- (2) 業務作業時間は、9時00分より17時00分までの昼間作業とする。
- (3) 橋面清掃(人力)
作業は、箒等で歩道橋面を丁寧に清掃し、その後ゴミ等を処理すること。
通常の清掃にて取り除くことの困難なガム等は、スクレイパー等で取り除くこと。
- (4) 橋面清掃(機械)
作業は、高圧洗浄機等を用い、橋面を洗浄する。清掃後、汚水をモップ等で拭き取ること。この時、橋面に水がたまらない様、水切り作業をしっかり行うこと。
高圧洗浄機で洗浄しきれなかった汚れについては、ブラシ等で磨くこと。
- (5) エレベータ清掃
かご内を雑巾等で丁寧に拭き、付着した汚れ等を除去し、床面については、箒等で丁寧に掃き、ゴミや埃が扉のレール部分に付着しないようにすること。
扉のレール部分は、ブラシ等を使用してゴミや埃を除去すること。
- (6) 高欄清掃
作業は、高欄に付着した汚れ等を丁寧に拭き取ること。

- (7) 作業上障害となるものは、事前に取り除き、清掃後復元すること。
- (8) 橋面清掃（人力）・エレベータ清掃は、週4日（火曜日・木曜日・土曜日・日曜日）、午前中に1回実施すること。
- (9) 橋面清掃（機械）及び高欄清掃の業務作業実施については、監督員の指示により行うこと。
- (10) 作業区域内から発生したゴミ等は収集・分別し、横須賀市南処理工場（神明町）に運搬し処理すること。（持込処分費は作業内容に含まれている。）
- (11) 作業区域内から発生したカン・ビン・ペットボトル等は収集・分別し、監督員と協議の上、本市が契約している木村金属工業㈱へ運搬すること。
この場合の処分費は本市が負担する。
- (12) 運搬処理する際、積載したゴミ等が飛散しないよう十分注意すること。
- (13) 業務作業は、市が指示した数量を実施するものとするが、なんらかの理由により実施できない場合は、その都度監督員と協議するものとする。

3 写真管理について

清掃時には同一場所で必ず写真撮影（施行前・施行中・施行後）を行い、整理し監督員に提出すること。

（写真は日付を入れて撮影すること）

4 支払方法

支払は、出来形精算で2回払い（8月・10月末締め）とする。業務終了後に完了届を提出し、市の検査を受けた後に、受託者の請求に基づき、支払うものとする。ただし、消費税については、100分の8に相当する金額を上乗せして支払う。

実 施 期 間
平成30年7月1日 ～ 平成30年10月31日

5 提出資料について

受託者は、廃棄物処理について、環境汚染の予防、地球環境保全等の促進を図るために下記の資料を提出しなければならない。

1. 横須賀市南処理工場（神明町）の計量票の写しを提出すること。
2. カン・ビン・ペットボトル等については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用し提出すること。

6 その他

沿道の住民等により苦情及び陳情等のあったときは丁寧に応接し、監督員に報告すること。また必要に応じて指示を受けること。

特記事項

この単価契約で示した工種以外で単価が必要となる場合は、別途、変更契約を行うものとする。

産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類：廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
数量：40kg（予定数量）

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（甲乙の責任範囲等）

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2票で代えることができる。

(検査等)

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先 (中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 木村金属工業株式会社
所在地 : 横須賀市内川2丁目4番36
処分の方法 : 破碎
施設の処理能力 : 100.9584 t / 8 h

2 再生先

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
再生の方法 : _____
施設の処理能力 : _____

ベイウォーク清掃業務その2 予定数量

作業内容	細 別	予定数量	単位
橋面清掃	人 力	70	日
エレベータ 清掃	人力4台	70	日
橋面清掃	機 械	1	回
高欄清掃	人 力	1	回
産業廃棄物処理運搬 木村金属に搬入	2tダンプ	4	回

ベイウオーク清掃業務その2内訳

(税抜き)

種 別	細 別	単 位	予定数量	上限単価 (円)	契約単価 (円)
橋面清掃	人力	日	70	7,500	
エレベータ清掃 (4台)	人力	日	70	1,500	
橋面清掃	機械	回	1	200,000	
高欄清掃	人力	回	1	20,000	
産業廃棄物処理運搬 木村金属㈱に搬入	2tダンプ	回	4	10,000	

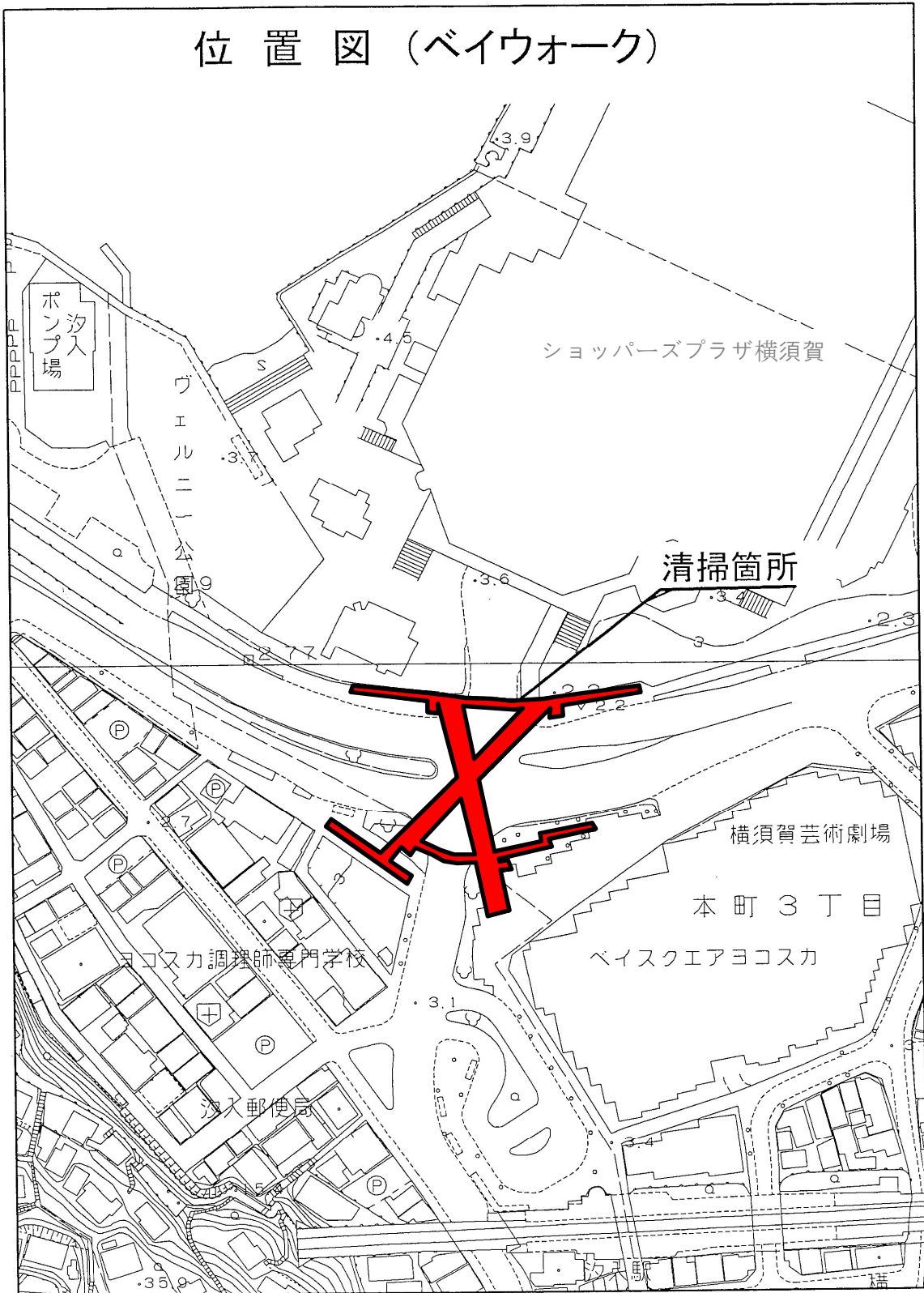
※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。

※ 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

※ 契約単価は、契約者が記入すること。

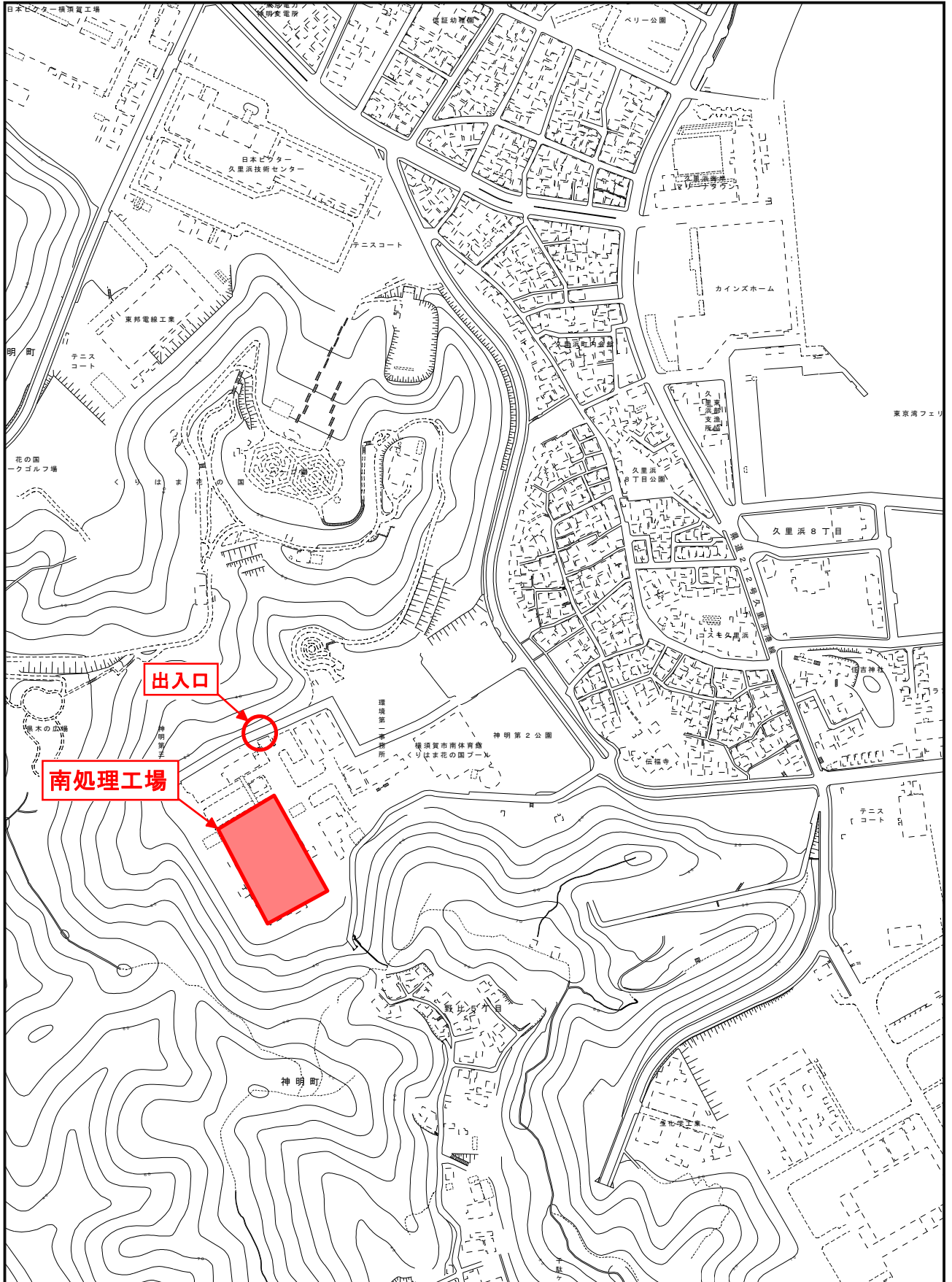
ベイウォーク清掃業務その2位置図

位置図（ベイウォーク）



位置図

(横須賀市南処理工場 横須賀市神明町2187番地)

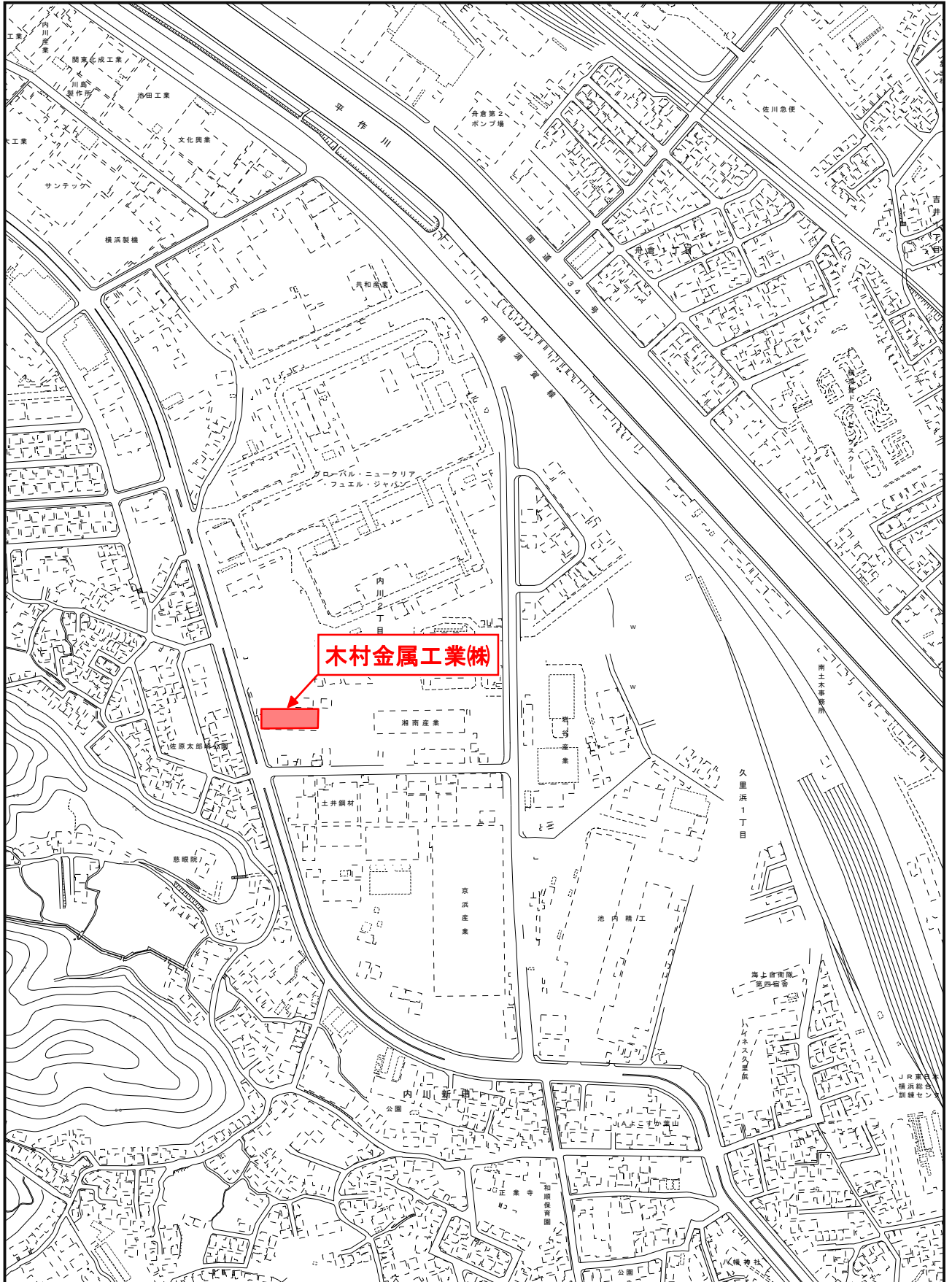


100m

1/5000

位置図

(木村金属工業株) 横須賀市内川2丁目4番地36号



1/5000